

指定可燃物（可燃性固体類）の引火点測定器

【照会】

令別表第 4 備考第 5 号に規定する引火点は、どの引火点測定器により測定される引火点をいうのか。

【回答】

セタ密閉式引火点測定器により測定される引火点をいう。

なお、改正前の消防法において準危険物に該当する物品にあっては、既存の引火点に関するデータを令別表第 4 に掲げる可燃性固体類に該当するか否かの判断に活用して差し支えない。

（平成元年 12 月 21 日 消防危第 114 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知）